

写

答 申 書

亀岡市特別職報酬等審議会

令和7年3月24日

令和6年12月3日、当審議会に諮問された「議会の議員の報酬並びに市長、副市長、病院事業管理者及び教育長の給料の改定」及び「その改定時期」について慎重に審議しました結果、次のとおり答申いたします。

- 1 近年、新型コロナウイルス感染症の急拡大やロシアのウクライナへの侵攻等による世界的な原材料価格の上昇や円安の影響等により物価の高騰が続いている中、政府による持続的で構造的な賃上げのための政策が実施されるとともに、令和6年春闘において、民間企業の給料は、平均で5%を超える大幅な賃上げとなっています。

本市の財政状況は、令和3年度から財政調整基金の繰入をせずに黒字化を実現しており、令和5年度まで5年連続で実質単年度収支は黒字となっています。また、転入者数が転出者数を上回る、いわゆる転入超過の状態が令和3年から3年間続き、市税は、市民税や固定資産税等の増加により7年連続で総額100億円台を超えています。加えて令和5年度の市債残高は、近年で最も高い平成27年度と比較し、約55億円の減少となっており、その他の財政指標についても総じて改善傾向にあるところです。

- 2 これまで特別職の報酬等の額は、平成23年に実施した減額改定を最後に、13年あまり改定なく現在に至る一方で、一般職の職員の給与については、国家公務員に対する人事院勧告に準拠して改定が行われ、民間企業における大幅な賃上げが行われて

いる状況を受けて、平成23年度改定以降の一般職の職員における累積改定率は平均6.39%に至っています。

特別職の報酬等の額は、その職務や職責、現在の社会経済情勢、市の財政状況、一般職の職員の給与改定の状況等を総合的に勘案して決定されなければならないものであります。本審議会においては、それらの点について議論を尽くし、報酬等の額について慎重に検討したところ、以下のとおり改定することが望ましいと判断いたしました。

3 議会の議員の報酬について

議会の議員は、地方分権の進展に伴い、これまで以上に広範囲かつ専門的な能力が求められるとともに、よりよい市政運営と市民福祉の向上のため、市民の代表として議会のみならず、議会外の議員活動に要する時間も増加しています。かかる議員としての職務、職責や社会経済情勢等を総合的に考慮すると、前回の改定以降における国の指定職の給料表における累積改定率を水準として、議会の議員の報酬を次の額に改定するべきであります。

議会の議員の報酬

	改定後	現行	引上げ額
議長	568,000 円	560,000 円	(8,000円)
副議長	497,000 円	490,000 円	(7,000円)
議員	446,000 円	440,000 円	(6,000円)

(改定率1.58%)

4 市長、副市長、病院事業管理者及び教育長の給料について

特別職は、複雑多様化する市民ニーズを市政に反映するため、質の高い市民サービスを実行する必要がある、第5次総合計画基本構想で示す「人と時代に選ばれるリーディングシティ亀岡」の実現に向け、良好な暮らしの環境や安全・安心の確保、定住・交流の促進など、次代を見据えた各施策の積極的かつ迅速な推進が求められており、その職責はより一層重みを増しています。かかる特別職としての職務、職責や社会経済情勢等を総合的に考慮すると、前回の改定以降における国の指定職の給料表における累積改定率を水準として、特別職の給料を次の額に改定するべきであります。

市長、副市長、病院事業管理者及び教育長の給料

	改定後	現行	引上げ額
市長	1,000,000 円	985,000 円	(15,000円)
副市長	799,000 円	787,000 円	(12,000円)
病院事業管理者	674,000 円	664,000 円	(10,000円)
教育長	704,000 円	694,000 円	(10,000円)

(改定率1.58%)

- 5 市長、副市長、病院事業管理者及び教育長の退職手当について
 特別職の退職手当については、市の財政状況に鑑み、財政運営への影響を緩和するため、平成30年から支給割合について減額措置を講じているところです。しかしながら先述のとおり市の財政指標が改善傾向にあることを鑑みると、減額措置を解除することが適当であります。一方で他市との均衡を鑑み、次の支給割合に見直すことが妥当であります。

市長、副市長、病院事業管理者及び教育長の退職手当

	改定後		現行	
	支給割合 (年)	手当額 (1期)	支給割合 (年)	手当額 (1期)
市長	530/100	21,200,000円	$550/100 \times 0.9$	19,503,000円
副市長	315/100	10,067,400円	$325/100 \times 0.9$	9,207,900円
病院事業管理者	270/100	7,279,200円	$280/100 \times 0.9$	6,693,120円
教育長	270/100	5,702,400円	$280/100 \times 0.92$	5,363,232円

6 改定時期について

特別職の報酬等及び退職手当について、議会との調整、条例改正等諸般の要素を勘案し、改定時期は、令和7年10月1日とすることが望ましいと思われまます。

7 最後に

特別職の報酬等の額については、社会経済情勢や一般職の職員の給与改定の状況等を注視しつつ、職務、職責に応じ適当なものとなっているかを常に検証が必要であり、今後は、一定期間ごとに、例えば市長の任期である4年に一度を基本として、時宜に応じて、本審議会を開催し、必要な検証を行うとともに審議を行うことが望ましいと思われまます。

令和7年3月24日

亀岡市特別職報酬等審議会

会長 坂本 信雄

亀岡市長 桂川 孝裕 様